## ◎新潟県告示第327号

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定(昭和53年4月28日新潟県告示第865号)の 一部を次のとおり改正する。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後 改 正 前

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項 の規定により、別表の水域の欄に掲げる公共用水域 が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月環境庁告示第59号。以下「環境 庁告示」という。)の別表2に掲げる類型をいう。以 下同じ。)を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定 し、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の 達成期間の欄に掲げるとおり定める。

2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の 委任に関する政令(昭和46年政令第159号)第1項の 規定により、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が 該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月環境庁告示第59号。以下「環境庁 告示」という。)の別表2に掲げる類型をいう。以下 同じ。)を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定し、 当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成 期間の欄に掲げるとおり定める。

公害対策基本法 (昭和42年法律第132号) 第9条第

**別表** 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

1 17 7071== 101=		
水域	該当類型	達成期間
(略)		
弥彦・米山地先海域	海域A	ア
(別記1の水域(弥彦		
<u>地先)</u> )		
弥彦・米山地先海域	海域A	ア
(別記2の水域(米山		
地先))		
西頸城地先海域(別記	(略)	(略)
<u>3</u> の水域)		

(注) (略)

(別記)

- 1 関屋分水路右岸端から<u>相場川</u>河口左岸端に 至る陸岸の地先海域
- <u>2</u> 相場川左岸端から新堀川河口左岸端に至る 陸岸の地先海域

3 (略)

**別表** 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基 準の水域類型の指定

水域	該当類型	達成期間
(略)		
<u>弥彦、米山地先海域</u> (別記1の水域)	海域A	ア
西頸城地先海域( <u>別</u> 記2の水域)	(略)	(略)

(注) (略)

(別記)

1 関屋分水路右岸端から新堀川河口左岸端に 至る陸岸の地先海域

2 (略)